

意見公募要領

1 意見公募対象

- ・石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令（案）
- ・石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令の一部を改正する省令（案）

2 意見公募の趣旨・目的・背景

別紙の報道資料の「1 改正内容」のとおり。

3 資料入手方法

準備が整い次第、電子政府の総合窓口（e-Gov）（<https://www.e-Gov.go.jp/>）の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ（<https://www.soumu.go.jp/>）の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

4 意見の提出方法・提出先

下記（1）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記（2）～（4）のいずれかの場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

（1）電子政府の総合窓口「e-Gov」を利用する場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」（<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>）の意見提出フォームからご提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、（2）により提出してください。

（2）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス： fdma.hoanshitsu_atmark_soumu.go.jp

総務省消防庁特殊災害室 あて

※スパムメール防止のため@を「_atmark_」としております。メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@に直してください。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の電子政府

の総合窓口（e-Gov）を極力ご利用いただきますよう、ご協力の程よろしくお願
いたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付ファイルを送
付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、
ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください（他のファイル形式と
する場合は、担当までお問合せください。）。

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 10MB となっ
ています。

（3）郵送する場合

〒100-8927 東京都千代田区霞が関 2-1-2

総務省消防庁予防課・特殊災害室 あて

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場
があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類：CD-R、CD-RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャスト
システム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者まで
お問い合わせください。）

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承
ください。

（4）FAX を利用する場合

FAX 番号：03-5253-7524

総務省消防庁特殊災害室 あて

※連絡先窓口の担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

5 意見提出期間

令和 2 年 10 月 26 日（月）から令和 2 年 11 月 30 日（月）まで（必着）

※令和 2 年 11 月 18 日（水）12:00 ～ 令和 2 年 11 月 24 日（火）9:00 までは e-
Gov サービスが停止致しますので閲覧や意見提出などの機能が利用できません。

※郵送については、締切日の消印まで有効とします。

6 留意事項

- ・意見が 1000 字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞ
れの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載して下
さい。

- ・提出された意見は、電子政府の総合窓口（e-Gov）及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省消防庁危険物保安室にて配布又は閲覧に供します。
- ・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口へ備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

連絡先窓口

総務省消防庁特殊災害室

担 当：竹中

電 話：03-5253-7524

F A X：03-5253-7534

電子メールアドレス：fdma.hoanshitsu_atmark_soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「_atmark_」と表示しています。

メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@に直してください。

意見書

令和 年 月 日

総務省消防庁
特殊災害室 へ

郵便番号

(ふりがな)

住所(所在地)

(ふりがな)

氏名(法人又は団体名等)(注1)

電話番号

電子メールアドレス

「石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令(案)及び石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令の一部を改正する省令(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

別紙様式

該当箇所	御意見

石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令(案)及び石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令の一部を改正する省令(案)について

令和 2 年 10 月
消防庁特殊災害室

【改正概要】

以下の措置を行うため、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令（昭和 51 年自治省令第 17 号）及び石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令（昭和 51 年通商産業省・自治省令第 1 号）（以下「2 省令」という。）を改正する。

○ 2 省令の様式上に規定されている押印に関する事項

規制改革実施計画（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）では、「押印を求める行政手続等について押印の必要性を厳しく検証し、真に必要な場合を除き、押印を廃止する。」とされている。

これを踏まえ、2 省令に規定する各様式における届出者等の押印については不要とし、各様式中の㊟マークを削除するものである。

【スケジュール（予定）】

- ・意見公募手続：10 月 26 日（月）～11 月 30 日（月）
- ・公布日・施行日：12 月下旬

○総務省令第〇〇〇号

石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）に基づき、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年〇〇月〇〇日

総務大臣 武田 良太

石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令

（第十七号）の一部を次のように改正する。

様式第一から様式第三まで及び様式第五から様式第十までの規定中「㊥」を削る。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○ 総務省 令第 号
経済産業省

石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）に基づき、石油コンビナート等特別
防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令の一部を改正する省令のように
定める。

令和二年〇〇月〇〇日

総務大臣 武田 良太
経済産業大臣 梶山 弘志

石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令の一
部を改正する省令

石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令（昭和五
十一年 通商産業省 令第一号）の一部を次のように改正する。
自治省
様式第一から様式第四までの規定中「四」を削る。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。